

令和2年3月19日

託送供給約款以外の料金その他の供給条件の認可について

近畿経済産業局長から、下記の事業者による託送供給約款以外の料金その他の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

桜井ガス株式会社	(法人番号：9150001009315)
大和ガス株式会社	(法人番号：2150001013744)
伊丹産業株式会社	(法人番号：5140001077993)
甲賀協同ガス株式会社	(法人番号：6160001005068)
株式会社大武	(法人番号：3150001012489)
河内長野ガス株式会社	(法人番号：2120101033546)
大津市	(法人番号：9000020252018)

(別紙)

官 印 省 略
20200319 近畿第 59 号
令和 2 年 3 月 1 9 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の料金その他の供給条件の認可について (回答)

令和 2 年 3 月 19 日付け 20200319 近畿第 11 号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の料金その他の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。